

# 現代語訳 パーリ受戒健度

## —第二五—七九章—〔下〕

武田 龍

この現代語訳は、紙数の都合で上・下に二分して発表する。「現代語訳 パーリ受戒健度—第二五—七九章—〔上〕」は、既に『同朋学園 佛教文化研究所紀要』第十四号（一九九二年）に掲載されている。参照されたい。

依用した原本は、H. Oldenberg: *The Vinaya Pitakam*, vol. I (PTS, 1969) である。

### 凡 例

- 一、本文の行頭に付した丸数字は、訳者がこの翻訳にあたって採用した区分方式による段落を表す。
- 一、本文中の「〔 〕」は訳者が補足したもの。（ ）は訳者による説明。
- 一、本文中の……は原本の本文中に省略されている箇所を表す。

パーリ受戒健度

- 一、本文の右脇に付した（ ）内の数字は註記を表し末尾に掲げる。
- 一、本文の右脇に付した「〔 〕」の漢数字は原本 (PTS) のパラグラフナンバーを示し、本文上部に付した算用数字は原本の頁数を示す。

### 〈第三九章〉

- ① <sup>(1)</sup> *tena kho pana samayena* マガダでは五種の病気が流行した。癩・癰・疱瘡・肺病・顛癩であった。五種の病気に罹った人々は、良医ジーヴァカのところへ行ってこう言った。「先生、どうぞ私たちを治して下さい」と。「私は忙しく多忙を極めている。私は、マガダのセーニヤ・<sup>72</sup>ピンピサーラ王に仕え、後宮にも仏陀を上首とする比丘サンガにも仕えているので、そちらを診なければならず治療はできない」と。「先生、全財産をあなたにさし上げます。私たちはあなたの奴隷になります。先

生、どうぞ私たちを治して下さい」と。「私は忙しく多忙を極めている。私は、マガダのセーニヤ・ピンピサーラ王に仕え、後宮にも仏陀を元首とする比丘サンガにも仕えているので、そちらを診なければならず治療はできない」と。

② <sup>(四)</sup> aha kho その人々はこう思った。「これらの沙門釈子は、戒易く行易く善い食事を食べては快適な臥床に横たわっている。私たちは、沙門釈子のもとで出家することにしよう。そうすれば、比丘たちが看護してくれるだろうし、良医ジューヴァカも治療してくれるだろう」と。

③ aha kho その人々は比丘のところへ出かけ、出家を請うた。比丘たちは彼らを出家させ具足戒を授けた。比丘たちは彼らを看護し、良医ジューヴァカも治療した。

④ <sup>(四)</sup> tena kho pana samayena 比丘たちは、多勢の病気の比丘を看護したところ、「病気比丘たちは」「病人の食事を下さい、看病人の薬を下さい、病人の医薬を下さい」と、多くを要求し多くを訴えた。良医ジューヴァカは多勢の病気の比丘を治療して、王のことを忘れてしまうほどであった。<sup>(四)</sup>一人の人が五種の病気に罹り、良医ジューヴァカのところへ出かけて、こう言った。「先生、どうぞ私を治して下さい」と。「私は忙しく多忙を極めている。私は、マガダのセーニヤ・ピンピサーラ王に仕え、後宮にも仏陀を元首とする比丘サンガにも仕えているので、そちらを診なければならず治療はできない」と。「先生、全財産をさし上げます。私はあなたの奴隷になります。先生、どうぞ私を治して下さい」と。「私は忙

しく多忙を極めている。私は、マガダのセーニヤ・ピンピサーラ王に仕え、後宮にも仏陀を元首とする比丘サンガにも仕えているので、そちらを診なければならず治療はできない」と。

⑤ <sup>(五)</sup> aha kho その人はこう思った。「これらの沙門釈子は、戒易く行易く善い食事を食べては快適な臥床に横たわっている。私は、沙門釈子のもとで出家することにしよう。そうすれば、比丘たちが看護してくれるだろうし、良医ジューヴァカも治療してくれるだろう。病気が治れば還俗すればよいのだ」と。

⑥ aha kho その人は比丘のところへ出かけ、出家を請うた。比丘たちは彼らを出家させ具足戒を授けた。比丘たちは彼らを看護し、良医ジューヴァカも治療した。彼は病気が治り、還俗した。良医ジューヴァカは、その人が還俗するのを見た。見てから彼にこう言った。「あなたは比丘たちのもとで出家したのではなかったのか」と。「先生、そうです」と。「では、何故このようなことをするのか」と。

⑦ aha kho その人は、良医ジューヴァカにその旨を申し述べた。<sup>(六)</sup>良医ジューヴァカは、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして尊者たちは、五種の病気に罹っている者を出家させたりするのか」と。

⑧ aha kho 良医ジューヴァカは、世尊のところへ出かけ、世尊に挨拶して片隅に坐った。片隅に坐った良医ジューヴァカは、世尊にこう話した。「尊者よ、どうか五種の病気に罹っている者を出家させないで下さい」と。

⑨ <sup>(17)</sup> aha kho 世尊は、良医ジューヴァカに法を説いて、教え励まし感激させ喜ばせた。

⑩ aha kho 良医ジューヴァカは、世尊が法を説いて教え励まし感激させ喜ばせると、座を立てて世尊に挨拶し右邊して去った。

⑪ aha kho 世尊は、この縁に因りこの機会に説法して、比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、五種の病気に罹っている者を出家させてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」と。

#### 〈第四〇章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena マガダのセーニヤ・ビンピサーラ王の国境に反乱が起つた。

② aha kho マガダのセーニヤ・ビンピサーラ王は、將軍大臣たちに命じた。「よいか、行つて国境を鎮圧してくるのだ」と。「<sup>(2)</sup> 畏りました、陛下」と將軍大臣たちは、マガダのセーニヤ・ビンピサーラ王に応えた。

③ <sup>(3)</sup> aha kho 有名な戦士たちはこう思った。「われわれが戦さを喜んで出かけるならば、悪をなすことは免れないし、多くの悪業を生むことも免れない。われわれが悪を離れ善をなしうるような方法はないものか」と。

④ aha kho その戦士たちはこう思った。「これらの沙門釈子は、徳高く静かに禁欲生活を送り、正直で行い正しく性質が善い。われわれが

沙門釈子のもとで出家するならば、われわれは悪を離れ善をなすことができる」と。

⑤ aha kho その戦士たちは、比丘のところへ出かけ出家を請うた。比丘たちは彼らを出家させ具足戒を授けた。<sup>(3)</sup> 將軍大臣たちは、王兵たち

に尋ねた。「某や某などの戦士たちの姿が見えないが、一体どうしたのか」と。將軍、某や某などの戦士たちは、比丘のもとで出家してしまいま

した」と。將軍大臣たちは、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして沙門釈子たちは、王兵を出家させたりするのか」と。將軍大臣たちは、マガダのセーニヤ・ビンピサーラ王にこの旨を申し上げた。

⑥ aha kho マガダのセーニヤ・ビンピサーラ王は、司法大臣に尋ねた。「よいか、王兵を出家させる者は、何の罪にあたるか」と。「陛下、和尚を断頭に処すべき罪にあたり、表白師の舌を抜くべき罪にあたり、仲間の者たちの肋骨の半分を折るべき罪にあたります」と。

⑦ <sup>(4)</sup> aha kho マガダのセーニヤ・ビンピサーラ王は、世尊のところへ出かけ、世尊に挨拶し片隅に坐った。片隅に坐ったマガダのセーニヤ・ビンピサーラ王は、世尊にこう話した。「王の中には信心なく淨心のない者がおり、彼らは些細なことで比丘たちを悩ますことがあります。導師よ、どうか王兵を出家させないで下さい」と。

⑧ aha kho 世尊は、マガダのセーニヤ・ビンピサーラ王に法を説いて、教え励まし感激させ喜ばせた。

⑨ aha kho マガダのセーニヤ・ビンピサーラ王は、世尊が法を説い

て教え励まし感激させ喜ばせると、座を立てて世尊に挨拶し右邊して去った。

⑩ *attha kho* 世尊は、この縁に因りこの機会に説法して、比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、王兵を出家させてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」と。

#### 〈第四章〉

① <sup>(1)</sup> *tena kho pana samayena* 盜賊アングリマーラが、比丘のもとで出家した。人々は見えて、驚き恐れ逃げ出し、道を避け、顔を背け、門を閉ざした。人々は、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして沙門釈子たちは、札付きの盜賊を出家させたりするのか」と。比丘たちは、その人々が困惑し怒り憤慨するのを聞いた。

② *attha kho* その比丘たちは、世尊にこの旨を申し上げた。世尊は比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、札付きの盜賊を出家させてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」と。

#### 〈第四章〉

① <sup>(1)</sup> *tena kho pana samayena* マガダのセーニヤ・ピンビサーラ王は、

75 「沙門釈子のもとで出家する者には、如何なる法律も及ばない。法は善

く説かれており、梵行を行じて、完全に苦を終わらせたまえ」という勅許を出した。

② *tena kho pana samayena* 一人の男が盗みをはたらき、牢獄に繋がれた。彼は脱獄して逃走し、比丘のもとで出家した。<sup>(2)</sup> 人々は見えて、こう言った。「これは、あの脱獄した盜賊だ。捕えよう」と。一部の人はこう言った。「そんなことを言つてはならない。マガダのセーニヤ・ピンビサーラ王が「沙門釈子のもとで出家する者には、如何なる法律も及ばない。法は善く説かれており、梵行を行じて、完全に苦を終わらせたまえ」という勅許を出したのだ」と。人々は、困惑し怒り憤慨した。「これらの沙門釈子は無畏を得た（恐れるものは何もない）。彼らには如何なる法律も及ばない。一体どうして脱獄した盜賊を出家させたりするのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、脱獄した盜賊を出家させてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」と。

#### 〈第三章〉

① <sup>(1)</sup> *tena kho pana samayena* 一人の男が盗みをはたらいて逃げ、比丘のもとで出家した。王の内宮では、その男を「見つけ次第殺すべし」と指名手配した。人々は見えて、こう言った。「これはあの指名手配された盜賊だ。殺してしまえ」と。一部の人はこう言った。「そんなことを言つてはならない。マガダのセーニヤ・ピンビサーラ王が「沙門釈子のもと

#### 〈第四章〉

で出家する者には、如何なる法律も及ばない。法は善く説かれており、梵行を行じて、完全に苦を終わらせたまえ」という勅許を出したのだ」と。人々は、困惑し怒り憤慨した。「これらの沙門釈子は無畏を得た。彼らには如何なる法律も及ばない。一体どうして指名手配された盗賊を出家させたりするのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、鞭打ちの刑を受けた者を出家させてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」と。

#### 〈第四章〉

① <sup>(1)</sup> tēna kha pana samayena 一人の男が鞭打ちの刑を受けて、比丘のもとで出家した。人々は、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして沙門釈子は、鞭打ちの刑を受けた者を出家させたりするのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、鞭打ちの刑を受けた者を出家させてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」と。

上げた。「比丘たちよ、烙印の刑を受けた者を出家させてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」と。

#### 〈第六章〉

① <sup>(1)</sup> tēna kha pana samayena 一人の男が負債をつくって逃げ、比丘のもとで出家した。債権者たちは見て、こう言った。「これはわれわれの負債者だ。捕えよう」と。一部の人々はこう言った。「そんなことを言っではならない。マガダのセーニヤ・ピンピサーラ王が「沙門釈子のもとで出家する者には、如何なる法律も及ばない。法は善く説かれており、梵行を行じて、完全に苦を終わらせたまえ」という勅許を出したのだ」と。人々は、困惑し怒り憤慨した。「これらの沙門釈子は無畏を得た。彼らには如何なる法律も及ばない。一体どうして負債者を出家させたりするのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、負債者を出家させてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」と。

#### 〈第七章〉

① <sup>(1)</sup> tēna kha pana samayena 一人の男が烙印の刑を受けて、比丘のもとで出家した。人々は、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして沙門釈子は、烙印の刑を受けた者を出家させたりするのか」と。世尊にこの旨を申し

① <sup>(1)</sup> tēna kha pana samayena 一人の奴隷が逃げ、比丘のもとで出家した。主人たちは見て、こう言った。「これはわれわれの奴隷だ。捕えよう」と。一部の人々はこう言った。「そんなことを言っではならない。マガ

ダの：出したのだ」と。人々は、困惑し怒り憤慨した。「これらの沙門  
釈子は無畏を得た。彼らには如何なる法律も及ばない。一体どうして奴  
隷を出家させたりするのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘た  
ちよ、奴隷を出家させてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」  
と。

#### 〈第四章〉

① <sup>(11)</sup> tēna kko pana samayena 一人の禿頭の鍛冶工が、母父と口論して  
僧園へ行き、比丘のもとで出家した。

② *attha kko* その禿頭の鍛冶工の母父は、禿頭の鍛冶工を捜して僧園  
へ行き、比丘に尋ねた。「尊師よ、こういう子供を見かけませんでしたか」  
と。比丘たちは知らないまま「私たちは知らない」と言い、見ないまま  
「私たちは見ていない」と言った。

③ <sup>(11)</sup> *attha kko* その禿頭の鍛冶工の母父は、禿頭の鍛冶工を捜すうちに、  
77比丘のもとで出家しているのを見て、困惑し怒り憤慨した。「これらの  
沙門釈子は恥知らずだ。戒を破り嘘をつく。知っているのに『知らない』  
と言い、見ているのに『見ていない』と言う。この子供は比丘のもとで  
出家してしまつた」と。比丘たちは、その禿頭の鍛冶工の母父が、困惑  
し怒り憤慨するのを聞いた。

④ *attha kko* その比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たち

よ、サンガが剃髮の許可を与えることを許します」と。

#### 〈第四章〉

① <sup>(11)</sup> *tēna kko pana samayena* 王舎城に十七人の仲良しの男の子たちが  
いた。ウパーリ少年は彼らの大将であった。

② *attha kko* ウパーリの母父はこう思った。「どうすればウパーリが、  
私たちの死後も安楽に暮らし、困窮せずにやっつけていけるだろうか」と。

③ *attha kko* ウパーリの母父はこう思った。「ウパーリが書を習得す  
れば、私たちの死後も安楽に暮らし、困窮せずになっていけるだろう」  
と。

④ *attha kko* ウパーリの母父はこう思った。「ウパーリが書を習得し  
ようとすれば、指が痛むだろう。ウパーリが計数を習得すれば、私たち  
の死後も安楽に暮らし、困窮せずにやっつけていけるだろう」と。

⑤ <sup>(11)</sup> *attha kko* ウパーリの母父はこう思った。「ウパーリが計数を習得  
しようとすれば、胸が痛むだろう。ウパーリが絵画を習得すれば、私た  
ちの死後も安楽に暮らし、困窮せずにやっつけていけるだろう」と。

⑥ *attha kko* ウパーリの母父はこう思った。「ウパーリが絵画を習得  
しようとすれば、眼が痛むだろう。これらの沙門釈子は、戒易く行易く  
善い食事を食べては快適な臥床に横たわっている。もしウパーリが沙門  
釈子のもとで出家するならば、私たちの死後も安楽に暮らし、困窮せず

にやっつけていけるだろう」と。ウパーリ少年は、母父がこのように話し合  
うのを聞いた。

⑦ *atta kho* ウパーリ少年は、「他の」男の子たちのところへ行き、  
彼らにこう言った。「諸君、僕たちは沙門釈子のもとで出家しようじゃ  
ないか」と。「君が出家するのなら、僕たちもしよう」と。

⑧ *atta kho* その男の子たちは、それぞれの母父のところへ行つてこ  
う言った。「僕が家から出て出家することをお許し下さい」と。

⑨ *atta kho* その男の子たちの母父は、この男の子たちが志を同じく  
78して善いことを望んだ、と許した。彼らは、比丘のところへ出かけて出  
家を請うた。比丘たちは彼らを出家させ具足戒を授けた。彼らは、夜分  
や早朝に起きて泣き叫んだ。「お粥をちょうだい。ご飯をちょうだい。  
硬い食物をちょうだい」と。比丘たちは言った。「夜明けまで待ちなさい。

粥があれば飲めるし、ご飯があれば食べられる。硬い食物があれば食べ  
られる。もしお粥もご飯も硬い食物もなければ、托鉢に行つて「得たも  
のを」食べればよい」と。このように比丘から言われても、彼らは「お  
粥をちょうだい。ご飯をちょうだい。硬い食物をちょうだい」と泣き叫  
びながら、臥坐具を「排便で」汚し放尿した。世尊は、夜分に起き上がっ  
て、子供たちの騒ぎを聞きつけ、尊者阿難に呼びかけて言われた。「阿  
難よ、あの子供の騒ぎは何事か」と。

⑩ *atta kho* 尊者阿難は世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、  
比丘たちが知つていながら二十歳未満の者に具足戒を授けたとは、本当

なのか」と。「世尊よ、本当です」と。仏陀世尊は叱責された。「比丘た  
ちよ、一体どうしてあの愚か者たちは、知つていながら二十歳未満の者  
に具足戒を授けたりするのか。比丘たちよ、二十歳未満の者は、暑さ寒  
さや飢え渴きに煩わされ、虻・蚊・風・炎熱・蛇が〔身に〕触れ〔て煩  
わされ〕ることに堪えられない。罵詈誾を浴びせられることに堪えら  
れない。重く厳しく難渋不快にして不可意の命を奪うほどの苦を身体に  
受けることに堪えられない。比丘たちよ、二十歳の者は、暑さ寒さや飢  
え渴きに煩わされず、虻・蚊・風・炎熱・蛇が触れることに堪えられる。  
比丘たちよ、これは未信者に淨信を起こさせることもなければ、淨信あ  
る者を増大させることもない」と叱責し説法をしてから、比丘たちに呼  
びかけて言われた。「知つていながら二十歳未満の者に具足戒を授けて  
はならない。具足戒を授ける者は、規則のとおり処罰します」と。

### 〈第五〇章〉

① *tena kho pana samayena* 或る家族が蛇風病（ベストの類）で死に、  
父と息子が残つた。彼らは比丘のもとで出家して、一緒に托鉢に出かけ  
た。

② *atta kho* その男の子は、父が施食を受けると走り寄つてこう言つ  
た。「おとうさん、ぼくにもちょうだい。おとうさん、ぼくにもちょう  
79だい」と。人々は、困惑し怒り憤慨した。「これらの沙門釈子は、梵行

を行う者ではない。この男の子は比丘尼が産んだ子だ」と。比丘たちは、人々が困惑し怒り憤慨するのを聞いた。

③ *atha kho* その比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘ちよ、十五歳未満の少年を出家させてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」と。

### 〈第五章〉

<sup>(11)</sup>  
① *tena kho pana samayena* 尊者阿難に給仕していた信心あり淨心ある家族が蛇風病で死に、二人の男の子が残った。彼らは、それまでの習慣で、比丘を見ては走り寄ったが、比丘たちは追り返した。比丘に追いつ返されて彼らは泣き叫んだ。

② *atha kho* 尊者阿難はこう思った。「世尊は、十五歳未満の少年を出家させてはならないと定められた。この少年たちは十五歳未満だ。この少年たちを死なせないためには、どうすればよいのか」と。

③ *atha kho* 尊者阿難は世尊にこの旨を申し上げた。「阿難よ、その少年たちは鳥を追いかけることができるのか」と。「世尊よ、できます」と。

④ *atha kho* 世尊はこの縁に因りこの機会に説法をして、比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、十五歳未満の少年を驅鳥人として出家させることを許します」と。

### 〈第五章二章〉

<sup>(11)</sup>  
① *tena kho pana samayena* 尊者ウパナンダ釈子には、カンダカとマハカという二人の沙弥がいた。彼らは、お互いに傷つけ合った。比丘たちは、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして沙弥がこのような非行を行うのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、一人の比丘が二人の沙弥を養ってはならない。養う者は、悪作の罪となる」と。

### 〈第五章三章〉

<sup>(11)</sup>  
① *tena kho pana samayena* 世尊は、王舎城で雨季も冬も夏も過ごされた。人々は、困惑し怒り憤慨した。「沙門釈子は方角に疎くて道を進めない。彼らには方角がわからないのだ」と。比丘たちは、人々が困惑し怒り憤慨するのを聞いた。

② *atha kho* 比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。

<sup>(11)</sup>  
③ *atha kho* 世尊は尊者阿難に呼びかけて言われた。「阿難よ、鍵を80持って行き、各僧房の比丘たちに伝えなさい。「友よ、世尊は南山へ遊行しようとして行きます。望む者はおいでなさい」と。「かしこまりました」と尊者阿難は世尊に伝えて、鍵を持って行き、各僧房の比丘たちに伝えた。「友よ、世尊は南山へ遊行しようとして行きます。望む者は



おいでなさい」と。<sup>(三)</sup>比丘たちはこのように言った。「友、阿難よ、世尊は、十年間は依止して暮らし、十年が過ぎたら依止を与えてもよいと定められた。そこへ行かねばならないのであれば、「そこで」依止を取らねばならない。「そこで」暫く暮らすだけで、また戻って来るのであれば、「ここで」また依止を取らねばならないことになる。私たちの阿闍梨和尚が行くのであれば、私たちも行きましょう。私たちの阿闍梨和尚が行かないのであれば、私たちも行かないことにします。友、阿難よ、「そうしないと」私たちは軽率な輩だと言われかねないのです」と。

④ alha kho 世尊は、比丘衆を連れず単独で南山へ遊行に出かけられた。

⑤ alha kho 世尊は、南山に心ゆくまで滞在されてから、また王舎城へ戻って来られた。

⑥ alha kho 世尊は、尊者阿難に呼びかけて言われた。「阿難よ、如来が比丘衆を連れず単独で南山に遊行に出かけたとは、一体どういうことか」と。

⑦ alha kho 尊者阿難は世尊にこの旨を申し上げた。

⑧ alha kho 世尊は、この縁に因りこの機会に説法をして、比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、聡明有能な比丘は、五年を依止の期間とすることを許します。無能な比丘は命ある限り〔依止して暮らしなさい〕。<sup>(五)</sup>次の五項目を充たす比丘は依止なく暮らしてはならない。無学の戒蘊を習得実践していない……(第三六章二)……この五項目を充

たす比丘は依止なく暮らしてはならない。次の五項目を充たす比丘は依止なく暮らしなさい。無学の戒蘊を習得実践している……(第三六章三)……この五項目を充たす比丘は依止なく暮らしなさい。更にまた、比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は依止なく暮らしてはならない。不信……(第三六章六)……この五項目を充たす比丘は依止なく暮らしてはならない。比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は依止なく暮らしなさい。<sup>(六)</sup>増上戒……(第三六章七)……この五項目を充たす比丘は依止なく暮らしなさい。更にまた、比丘たちよ、依止なく暮らしてはならない。増上戒……(第三六章八)……依止なく暮らしてはならない。……依止なく暮らしなさい。増上戒……(第三六章九)……依止なく暮らしなさい。更にまた……依止なく暮らしてはならない。罪過……(第三六章一四)……依止なく暮らしてはならない。……依止なく暮らしなさい。罪過……(第三六章一五)……依止なく暮らしてはならない。更にまた……依止なく暮らしてはならない。罪過……(第三六章一六)……五年未満。……依止なく暮らしてはならない。……依止なく暮らしなさい。罪過……(第三六章一七)……五年か五年以上。……依止なく暮らしなさい。次の六項目を充たす比丘は依止なく暮らしてはならない。無学の……(第三七章一)……五年未満。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は依止なく暮らしてはならない。……依止なく暮らしなさい。無学の……(第三七章二)……五年か五年以上。……依止なく暮らしなさい。更にまた、比丘たちよ、……依止なく暮らしてはならない。不信……(第三七章五)……五年未満。

……依止なく暮らしてはならない。……依止なく暮らしなさい。有信  
 ……(第三七章六)……五年か五年以上。……依止なく暮らしなさい。更<sup>(十二)</sup>  
 にまた……依止なく暮らしてはならない。増上戒……(第三七章七)……  
 五年未滿。……依止なく暮らしてはならない。……依止なく暮らしなさい  
 五年未滿。……依止なく暮らしてはならない。……依止なく暮らしなさい  
 増上戒……(第三七章八)……五年か五年以上。……依止なく暮らし  
 なさい。更<sup>(十三)</sup>にまた……依止なく暮らしてはならない。罪過……(第三七  
 章一三)……五年未滿。依止なく暮らしてはならない。……依止なく暮  
 らしなさい。罪過……(第三七章一四)……五年か五年以上。……依止な  
 く暮らしなさい。」と。  
 [第八] 無畏誦品 終わり

82  
 〈第五章〉

① <sup>(1)</sup> atha kho 世尊は、王舎城に心ゆくまで滞在されてから、カピラ  
 ヴアツツへ向かつて遊行して行かれた。次第に遊行してカピラヴァツツ  
 へと到着された。そこでは、世尊は、釈迦族のカピラヴァツツのニグロー  
 ダ園に滞在された。

② atha kho 世尊は、早朝に內衣を着て鉢衣を持って、釈迦族のスツ  
 ドーダナ(浄飯<sup>じやうはん</sup>)の住居へと出かけられた。たどり着いて、用意され  
 た座に坐られた。

③ atha kho ラーフラ(羅睺羅<sup>らごら</sup>)の母なる女性が、ラーフラ坊やにこ  
 う言った。「ラーフラよ、あの方があなたのお父さんですよ。あなたの

いいものをおねだりしてきなさい」と。

④ <sup>(11)</sup> atha kho ラーフラ坊やは世尊のもとへ近づいて、世尊の面前に  
 立った。「沙門さま、あなたの影に入ると、とっても気持がいいです」と。

⑤ atha kho 世尊は座を立てて去られた。

⑥ atha kho ラーフラ坊やは、世尊のすぐ後ろに付き従って、「沙門  
 さま、ほくにいいものをちょうだい。沙門さま、ほくにいいものをちょ  
 うだい」と。

⑦ atha kho 世尊は、尊者舍利弗に呼びかけて言われた。「こういう  
 わけだから、舍利弗よ、汝はラーフラ坊やを出家させなさい」と。「ど  
 うすればラーフラ坊やを出家させられるでしょうか」と。

⑧ <sup>(12)</sup> atha kho 世尊は、この縁に因りこの機会に説法をして、比丘たち  
 に呼びかけて言われた。「比丘たちよ、三帰依(を唱えること)によつ  
 て沙弥への出家を許します。比丘たちよ、出家させるにはこのようにし  
 なさい。——先ず剃髪し袈裟衣を着て上衣を偏袒にし、比丘たちの足を  
 礼拝し蹲踞し合掌して、次のように唱えさせなさい。『私は仏に帰依し  
 ます。私は法に帰依します。私は僧伽<sup>サンガ</sup>に帰依します。二度び……三度び、  
 私は仏に帰依します。三度び、私は法に帰依します。三度び、私は僧伽  
 に帰依します』と。比丘たちよ、この三帰依(三唱)によつて沙弥への  
 出家を許します」と。

⑨ <sup>(13)</sup> atha kho 尊者舍利弗はラーフラ坊やを出家させた。

⑩ atha kho 釈迦族の浄飯は世尊のところへ出かけ、世尊に挨拶して

一隅に坐った。一隅に坐った釈迦族の淨飯は世尊にこう話した。「世尊  
にお願いしたいことが一つあります」と。「ゴータマ（淨飯のこと）よ、  
諸々の如来はすぐれた超越者であった」と。「私の願いは」適當なもの  
であり、非難されるべきものではありません」と。「ゴータマ（淨飯の  
こと）よ、言いなさい」と。「世尊が出家された時の私の苦しみは大変  
なものでした。難陀ナダの時もそうでした。ラーフラに至っては痛恨の極み  
83です。息子への愛情は、皮を破ります。皮を破って膚を破ります。膚を  
破って肉を切ります。肉を切つて腱を断ちます。腱を断つて骨を断ちま  
す。骨を断つて骨髓に達してようやく止まるほどのものです。母父が同  
意しない息子を出家させないで下さい」と。

⑩ *atha kho* 世尊は、釈迦族の淨飯に法を説いて、教え励まし感激さ  
せ喜ばせた。

⑪ *atha kho* 釈迦族の淨飯は、世尊が法を説いて教え励まし感激させ  
喜ばせると、座を立てて世尊に挨拶し右邊して去った。

⑫ *atha kho* 世尊は、この縁に因りこの機会に説法して、比丘たちに  
呼びかけて言われた。「母父が同意しない息子を出家させてはならない。  
出家させる者は、悪作の罪となる」と。

## 〈第五章〉

① *atha kho* 世尊は、カピラヴァツツに心ゆくまで滞在されてから、

パーリ受戒健度

舍衛城へ向かつて遊行して行かれた。次第に遊行して舍衛城へと到着さ  
れた。そこでは、世尊は、舍衛城の祇樹給孤獨園に滞在された。

② *tena kho pana samayena* 尊者舍利弗に給仕している家族が、尊者  
舍利弗のもとに少年を送つて、長老にこの少年を出家させてほしいと頼  
んできた。

③ *atha kho* 尊者舍利弗はこう思った。「世尊は、一人の比丘が二人  
の沙弥を養つてはならないという学処（戒律の一箇条）を定められた。  
私には（既に）沙弥ラーフラがいる。どうすれば（この願いを）かなえ  
てやれようか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、聡明有  
能な比丘は、一人で二人の沙弥を養うこと、あるいは、教誡指導ができ  
る限りの沙弥を養うことを許します」と。

## 〈第六章〉

① *atha kho* 沙弥たちはこう思った。「わたしたちの学処はいくつあ  
るのか（戒律は何箇条あるのか）。私たちは何を学ばよいか」と。  
世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、沙弥には十学処（十箇条の  
戒律）を許します。沙弥はそれを学びなさい。——殺生から離れます（生  
きものを殺しません）。偷盗から離れます（盗みをしません）。非梵行か  
ら離れます（セックスをしません）。妄語から離れます（うそをつきま  
せん）。飲酒から離れます（酒を飲みません）。非時食から離れます（正

午以降に物を食べません。歌舞音曲観劇を離れます（娯楽に耽りません）。鬘香塗飾で飾ることから離れます（身を飾ることをしません）。高床大床を用いることから離れます（豪華な寝台をしません）。金銀を受け取ることから離れます（金銀を受けません）。比丘たちよ、沙弥はこの十字処を許します。沙弥はこれを学びなさい」と。

### 《第五七章》

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 沙弥たちは、比丘を敬わず従わず無礼な態度をとっていた。比丘たちは、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして沙弥たちは、比丘を敬わず従わず無礼な態度をとるのだろうか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、次の五項目を充たす沙弥たちには罰を与えることを許します。——比丘の不利得を図り、比丘の利益を図り、比丘の住居なきを図り、比丘を罵詈誶し、比丘と比丘尼とを離間させる。比丘たちよ、この五項目を充たす沙弥には罰を与えなさい」と。

② <sup>(1)</sup> atha kho 比丘たちはこう思った。「罰を与えるにはどうすればいいのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、遮断（締め出し）を行うことを許します」と。

③ tena kho pana samayena 比丘たちは、沙弥たちをすべての僧園から遮断した。沙弥たちは園に入ることができないまま、或る者は去り、

或る者は還俗し、或る者は外道に走った。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、すべての僧園を遮断してはならない。遮断する者は、悪作の罪となる。比丘たちよ、住む所あるいは帰る所を遮断することを許します」と。

④ <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 比丘たちは、沙弥たちの口に入る食物を遮断した。人々は乳粥や僧伽食を作って沙弥たちへこう言った。「さあ、あなたたち、乳粥を飲みなさい。さあ、あなたたち、食物を召し上げられ」と。沙弥たちはこう言った。「皆さん、「わたしたちは」できないのです。比丘たちに遮断されたのです」と。人々は、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして尊者たちは、沙弥たちの口に入る食物まで遮断するのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、口に入る食物を遮断してはならない。遮断する者は、悪作の罪となる」と。

### 《第五八章》

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 六人組の比丘が、和尚の許しを得ずに沙弥たちに遮断を行った。和尚たちは探した。「私たちの沙弥の姿が見えないのはどういうことか」と。比丘たちはこう言った。「六人組の比丘が遮断を行ったのだ」と。和尚たちは、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして六人組の比丘は、私たちの許しを得ずに私たちの沙弥に遮断を行うのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、和尚の許しを

得ずに遮断を行つてはならない。行つる者は、悪作の罪となる」と。

### 〈第五章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 六人組の比丘が、長老比丘たちの沙弥を連れ去つた。長老たちは、自分で揚枝やうがい水を取つて疲れてしまつた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、他人の会衆を連れ去つてはならない。連れ去る者は、悪作の罪となる」と。

### 〈第六〇章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 尊者ウパナンダ釈子の沙弥カンダカは、比丘尼カンダカーを汚した。比丘たちは、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして沙弥が、このような非行を行うのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、次の十項目を充たす沙弥を追放することを許します。——殺生、偷盜、非梵行、妄語、飲酒、仏陀を誹謗する、法を誹謗する、サンガを誹謗する、邪見を持つ、比丘を汚す、である。比丘たちよ、この十項目を充たす沙弥を追放することを許します」と。

### 〈第六一章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 一人の去勢者が比丘のもとで出家した。彼は若輩の比丘たちのところへ近づいてこう言つた。「さあ、尊者たちよ、私を汚しなさい」と。比丘たちは拒否した。「去勢者め、消え去れ。去勢者め、亡びよ。誰がお前なぞを求めるものか」と。彼は比丘たちに拒否されて、巨体肥満の沙弥たち<sup>(2)</sup>のところへ近づいてこう言つた。「さあ、友よ、私を汚しなさい」と。沙弥たちは拒否した。「去勢者め、消え去れ。去勢者め、亡びよ。誰がお前なぞを求めるものか」と。彼は沙弥たちに拒否されて、象飼いや馬飼いのところへ近づいてこう言つた。「さあ、<sup>86</sup>友よ、私を汚しなさい」と。象飼いや馬飼いは汚した。彼らは、困惑し怒り憤慨した。「これらの沙門釈子は去勢者だ。沙門釈子のうちの去勢者でない者は去勢者を汚す。このように彼らは皆、非梵行者だ」と。比丘たちは、象飼いや馬飼いが困惑し怒り憤慨するのを聞いた。

② <sup>(2)</sup> aha kho その比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、まだ具足戒を受けていない去勢者に具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追放しなさい」と。

〈第六二章〉

〔1〕 ① *tena kho pana samayena* 一人のもと良家の息子がいた。家が亡び、虚弱体質であった。

② *atha kho* もと良家の息子が家が亡びた彼はこう思った。「私は虚弱体質だから、未だ受けていない享樂を受けたり、既に受けている享樂を増大させることはできない。私はどうすれば安樂に暮らし困窮せずによつていけるだろうか」と。

③ *atha kho* もと良家の息子が家が亡びた彼はこう思った。「これらの沙門釈子は、戒易く行易く善い食事を食べては快適な臥床に横たわっている。私は、自分で鉢衣を用意して剃髪し袈裟衣を着て僧園へ出かけ、比丘と共同生活をしよう」と。

〔11〕 ④ *atha kho* もと良家の息子が家が亡びた彼は、自分で鉢衣を用意して剃髪し袈裟衣を着て僧園へ出かけ、比丘たちに挨拶した。比丘たちはこう言った。「友よ、君は法臘何歳になるのか」と。「友よ、法臘何歳とは何のことか」と。「友よ、君の和尚は誰か」と。「友よ、和尚とは何のことか」と。比丘たちは尊者ウパーリにこう言った。「友、ウパーリよ、この出家者を尋問しなさい」と。

〔11〕 ⑤ *atha kho* もと良家の息子が家が亡びた彼は、尊者ウパーリの尋問にその旨を申し述べた。尊者ウパーリは比丘たちにその旨を申し述べた。

比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、まだ具足戒を受けていない賊住者に具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追放しなさい。比丘たちよ、外道に走った者でまだ具足戒を受けていない者に、具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追放しなさい」と。

〈第六三章〉

〔11〕 ① *tena kho pana samayena* 或る竜が、竜の生まれを悩み恥じ厭うた。

② *atha kho* その竜はこう思った。「どうすれば私は竜の生まれから解放され、速やかに人間としての存在が得られようか」と。

③ *atha kho* その竜はこう思った。「これらの沙門釈子は、徳高く静かに禁欲生活を送り、正直で行い正しく性質が善い。もし私が沙門釈子のもとで出家できれば、竜の生まれから解放され速やかに人間としての存在が得られるだろう」と。

〔11〕 ④ *atha kho* その竜は、青年の姿をして比丘のところへ出かけ出家を請うた。比丘たちは彼を出家させ具足戒を授けた。

⑤ *tena kho pana samayena* その竜は、一人の比丘と一緒に片隅の僧房で暮らしていた。

⑥ *atha kho* その比丘は、夜分や早朝に起きて露路をきんじん経行するのが常であった。

⑦ *atha kho* その竜は、その比丘が外出すると、安心して眠りに入った。僧房は蛇で充滿し、窓から蜷局とんごうがはみ出した。

⑧ *atha kho* その比丘は、僧房に入ろうとして扉を開け、僧房は蛇で充滿し、窓から蜷局がはみ出しているのを見た。見て恐怖にかられ悲鳴を挙げた。比丘たちが走り寄り、その比丘にこう言った。「友よ、どうして悲鳴を挙げたのか」と。「友よ、この僧房は蛇で充滿し、窓から蜷局がはみ出しています」と。

⑨ *atha kho* その竜は、その騒ぎで眠りから覚め、自分の座に坐った。比丘たちはこう言った。「友よ、君は何者なのか」と。「尊者よ、私は竜です」と。「どうしてまた君はこのような姿になったのか」と。

⑩ *atha kho* その竜は、比丘たちにその旨を申し述べた。比丘たちは世尊のこの旨を申し上げた。

⑪ *atha kho* 世尊は、この縁に因りこの機会に比丘サンガを集会させて、その竜にこう言われた。「竜よ、汝らは、この法と律においては興隆が望めない。竜よ、〔仲間のところへ〕帰りなさい。そこで半月の十四日、十五日、八日に齋戒を行いなさい。そうすれば、汝は竜の生まれから解放され、速やかに人間としての存在が得られよう」と。

⑫ *atha kho* その竜は、「私は、この法と律においては決して興隆が望めない」と、苦惱落胆し涙を流し悲鳴を挙げて去った。

⑬ *atha kho* 世尊は、比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、二つの場合に竜は自分の姿を現わす。同族と性行為を行う時と、安心して

88 眠りに入る時である。比丘たちよ、この二つの場合に竜は自分の姿を現わす。比丘たちよ、畜生であつてまだ具足戒を受けていない者に具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追放しなさい」と。

#### 《第六四章》

① *tena kho pana samayena* 一人の青年が母の命を奪った。彼はその悪業を悩み恥じ厭うた。

② *atha kho* その青年はこう思った。「一体どうすればこの悪業から逃れられようか」と。

③ *atha kho* その青年はこう思った。「これらの沙門釈子は、徳高く静かに禁欲生活を送り、正直で行い正しく性質が善い。私が沙門釈子のもつて出家できれば、私はこの悪業から逃れられる」と。

④ *atha kho* その青年は、比丘のところへ出かけて出家を請うた。比丘たちは尊者ウパーリにこう言った。「友、ウパーリよ、以前に竜が青年の姿をして比丘のもとで出家したことがある。いざ、友、ウパーリよ、この青年を尋問しなさい」と。

⑤ *atha kho* その青年は尊者ウパーリの尋問を受けてその旨を申し述べた。尊者ウパーリは比丘たちにその旨を申し述べた。比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、殺母者であつてまだ具足戒を受けていない者に具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追

放しなさい」と。

### 〈第六五章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 一人の青年が父の命を奪った。彼はその悪業を悩み恥じ厭うた。……(第六四章一一二)……「殺父者であつてまだ具足戒を受けていない者に具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追放しなさい」と。

### 〈第六六章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 多勢の比丘たちが、サーケートタから舍衛城へ至る道を進んでいた。途中で路上に盜賊たちが現われて、一部の比丘から略奪し、一部の比丘を殺した。舍衛城から王兵たちが駆けつけて盜賊の一部を捕えたが、一部は捕り逃した。逃れた者たちは比丘のもとで出家し、捕えられた者たちは死刑に処せられるために連行された。<sup>(2)</sup>出家した者たちは、盜賊が死刑のために連行されるのを見た。見て、こう言った。「しめしめ、うまく逃げのびた。捕まっていたら、俺たちもあ<sup>89</sup>んなふう<sup>89</sup>に殺されたにちがいない」と。比丘たちはこう言った。「友よ、お前たちは何をしたのか」と。

② <sup>(2)</sup> atha kho 出家した者たちは、比丘たちにその旨を申し述べた。比

丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、あの「殺された」比丘たちは阿羅漢であつた。殺阿羅漢者であつてまだ具足戒を受けていない者に具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追放しなさい」と。

### 〈第六七章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 多勢の比丘尼が、サーケートタから舍衛城へ至る道を進んでいた。途中で路上に盜賊たちが現われて、一部の比丘尼から略奪し、一部の比丘尼を汚した。舍衛城から王兵たちが駆けつけて……(第六六章一一二)……比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、比丘尼を汚した者であつてまだ具足戒を受けていない者に具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追放しなさい。比丘たちよ、サンガ破壊者であつてまだ具足戒を受けていない者に具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追放しなさい。比丘たちよ、出(仏身)血者であつてまだ具足戒を受けていない者に具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追放しなさい」と。

### 〈第六八章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 一人の両性具有者が比丘のもとで出家し



た。彼らは自ら行い、他の者にも行わせた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、両性具有者であつてまだ具足戒を受けていない者に具足戒を授けてはならない。既に具足戒を受けた者は追放しなさい」と。

## 〈第六九章〉

① <sup>(1)</sup> tēna kho pana samayena 比丘たちが、和尚を持たない者に具足戒を授けた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、和尚を持たない者に具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる」と。

② <sup>(1)</sup> tēna kho pana samayena 比丘たちは、サンガを和尚として具足戒を授けた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、サンガを和尚として具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる」と。

③ <sup>(1)</sup> tēna kho pana samayena 比丘たちは、ガナ(複数の比丘)を和尚として具足戒を授けた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、ガナを和尚として具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる」と。

④ <sup>(4)</sup> tēna kho pana samayena 比丘たちは、去勢者を和尚として具足戒を授けた……賊住者を和尚として具足戒を授けた……外道に走つた者を和尚として……畜生を和尚として……殺母者を和尚として……殺父者を和尚として……殺阿羅漢者を和尚として……汚比丘尼者を和尚として……サンガ破壊者を和尚として……出(仏身)血者を和尚として……両

性具有者を和尚として具足戒を授けた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、去勢者を和尚として具足戒を授けてはならない。賊住者を和尚として具足戒を授けてはならない……両性具有者を和尚として具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる」と。

## 〈第七〇章〉

① <sup>(1)</sup> tēna kho pana samayena 比丘たちは、鉢を持たない者に具足戒を授けた。彼らは手に受けながら托鉢をした。人々は、困惑し怒り憤慨した。「まるで外道のようにだ」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、鉢を持たない者に具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる」と。

② <sup>(1)</sup> tēna kho pana samayena 比丘たちは、衣を持たない者に具足戒を授けた。彼らは裸で托鉢をした。人々は、困惑し怒り憤慨した。「まるで外道のようにだ」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、衣を持たない者に具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる」と。

③ <sup>(1)</sup> tēna kho pana samayena 比丘たちは、鉢と衣を持たない者に具足戒を授けた。彼らは裸で手に受けながら托鉢した。人々は、困惑し怒り憤慨した。「まるで外道のようにだ」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、鉢と衣を持たない者に具足戒を授けてはならない。授ける者

は、悪作の罪となる」と。

④ <sup>(四)</sup> *tena kho pana samayena* 比丘たちは、借り物の鉢を持つ者に具足戒を授けた。彼らは、具足戒を受けると鉢を返してしまい、手に受けながら托鉢をした。人々は、困惑し怒り憤慨した。「まるで外道のようにだ」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、借り物の鉢を持つ者に具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる」と。

⑤ <sup>(五)</sup> *tena kho pana samayena* 比丘たちは、借り物の衣を持つ者に具足戒を授けた。彼らは、具足戒を受けると衣を返してしまい、裸で托鉢をした。人々は、困惑し怒り憤慨した。「まるで外道のようにだ」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、借り物の衣を持つ者に具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる」と。

⑥ <sup>(六)</sup> *tena kho pana samayena* 比丘たちは、借り物の鉢と衣を持つ者に具足戒を授けた。彼らは、具足戒を受けると鉢と衣を返してしまい、裸で手に受けながら托鉢をした。人々は、困惑し怒り憤慨した。「まるで外道のようにだ」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、借り物の鉢と衣を持つ者に具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる」と。——具足戒を授けてはならない二十人の章 終わり

### 〈第七一章〉

① <sup>(一)</sup> *tena kho pana samayena* 比丘たちは、手を切断された者を出家させ

せた。……足を切断された者を出家させた……手足を切断された者を

……耳を切られた者を……鼻を切られた者を……耳鼻を切られた者を

……指を切られた者を……爪を剥がされた者を……腱を切断された者を

……蛇頭のような手を持つ者を……せむし男を……侏儒を……のどに腫

物をもつ者を……烙印刑を受けた者を……鞭打ち刑を受けた者を……指

名手配された者を……象皮病者を……悪疾者を……仲間を汚濁する者を

……片眼者を……手足不具者を……跛者を……半身不随者を……立居振

舞の不作法者を……老弱者を……盲者を……啞者を……聾者を……盲啞

者を……盲聾者を……啞聾者を……盲啞聾者を出家させた。世尊にこの

旨を申し上げた。「比丘たちよ、手を切断された者を出家させてはなら

ない。足を切断された者を出家させてはならない……盲啞聾者を出家さ

せてはならない。出家させる者は、悪作の罪となる」と。

——出家させてはならない三十二人の章 終わり  
第九誦品 相續するものの章 終わり

### 〈第七二章〉

① <sup>(一)</sup> *tena kho pana samayena* 六人組の比丘が、恥知らずの者たちに依止を与えた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、恥知らずの者たちに依止を与えてはならない。与える者は、悪作の罪となる」と。

② *tena kho pana samayena* 比丘たちは、恥知らずの者たちに依止し

## 《第七章》

て暮らした。彼らも間もなく恥知らずの悪比丘となり果てた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、恥知らずの者たちに依止して暮らしてはならない。暮らす者は、悪作の罪となる」と。

③ <sup>(二)</sup> *atha kho* 比丘たちはこう思った。「世尊は、「恥知らずの者たちに依止を与えてはならない。恥知らずの者たちに依止して暮らしてはならない」と定められた。一体どうやって、恥を知る者と恥知らずの者を見分ければよいのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、比丘の同分<sup>3</sup>を知るまで、四、五日待つことを許します」と。

① <sup>(一)</sup> *tena kho pana samayena* 一人の比丘がコーサラ国内を旅行中であった。

② *atha kho* その比丘はこう思った。「世尊は、「依止なく暮らしてはならない」と定められた。私は依止すべきだが、旅行中だ。どうすれば私は〔定めを〕守れるのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、旅行中の比丘が依止を得ない時には、依止なく暮らすことを許します」と。

③ <sup>(三)</sup> *tena kho pana samayena* 二人の比丘がコーサラ国内を旅行中であった。彼らが或る滞在地にたどり着いたところ、そこで一人の比丘が病気になった。

④ *atha kho* その病気の比丘はこう思った。「世尊は、「依止なく暮らしてはならない」と定められた。私は依止をすべきだが、病気になった。どうすれば私は守れるのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、病気の比丘が依止を得ない時には、依止なく暮らすことを許します」と。

⑤ <sup>(三)</sup> *atha kho* 看病する比丘はこう思った。「世尊は、「依止なく暮らしてはならない」と定められた。私は依止をすべきだが、この比丘は病気だ。どうすれば私は守れるのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、看病する比丘が依止を求めても得られない時には、依止なく暮らすことを許します」と。

⑥ <sup>(四)</sup> *tena kho pana samayena* 一人の比丘が森に住み、その臥坐処で安穩を得ていた。

⑦ *atha kho* その比丘はこう思った。「世尊は、「依止なく暮らしてはならない」と定められた。私は依止をすべきだが、森に住み、この臥坐処で安穩を得ている。どうすれば私は守れるのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、森に住む比丘で安穩なる状態を会得している者が依止を得られない時には、依止なく暮らすことを許します。依止を与えてくれる適当な人物が到来すれば、彼に依止して暮らさない」と。

〈第七四章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 尊者摩訶迦葉から具足戒を受けたいと願う者があった。

② *atha kho* 尊者摩訶迦葉は、尊者阿難<sup>アナンダ</sup>のもとへ使いを送った。「阿難よ、来てこの人に〔具足戒の文を〕表白<sup>(4)</sup>してほしい」と。尊者阿難はこう言った。「私には長老の名前を用いることはできません。長老は私の師ですから」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、姓をもつて〔具足戒の文を〕表白することを許します」と。

③ <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 尊者摩訶迦葉から具足戒を受けたいと願う者が二人あった。彼らは争って言った。「私が先に具足戒を受け、私が先に具足戒を受ける」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、一度の表白で二人に〔具足戒を〕授けることを許します」と。

④ <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 多勢の長老から具足戒を受けたいと願う者たちがあった。彼らは争って言った。「私が先に具足戒を受ける。私が先に具足戒を受ける」と。長老たちはこう言った。「さあ、友よ、私たちが一度の表白で皆に〔具足戒を〕授けよう」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、一度の表白で二人三人に〔具足戒を〕授けることを許します。ただし和尚は一人であり、異なる人を和尚としてはならない」と。

〈第七五章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 尊者クマラカッサパは入胎より二〇歳<sup>(5)</sup>で具足戒を受けた。

② *atha kho* 尊者クマラカッサパはこう思った。「世尊は、二〇歳未満の者に具足戒を授けてはならない」と定められた。私は入胎より二〇歳である。私は具足戒を受けたのか、受けていないのか」と。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、母の胎内で最初の心がめばえ、最初の識が現われる。こうして生まれてくるのである。比丘たちよ、入胎より二〇歳の者に具足戒を授けることを許します」と。

〈第七六章〉—〈第七七章〉

① <sup>(1)</sup> tena kho pana samayena 具足戒を受けた者の中に、癩・癩<sup>カ</sup>・瘡・瘡・肺病・顛癩に罹った者たちがいた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、具足戒を授ける時には障法（修行のさまたげとなる事柄や状態）を問うことを許します。比丘たちよ、このように問いなさい。〔汝は、癩・癩・瘡・肺病・顛癩という病気に罹っていませんか。汝は人間ですか。男ですか。〔奴隷ではない〕自由者ですか。負債のない人間ですか。王兵ではありませんか。母父が同意しましたか。二〇歳〔という年齢〕

を満たしていますか。鉢衣をちゃんと持っていますか。名前は何と言いますか。和尚は何という名前ですか」と。

② <sup>(11)</sup> tēna kīo pana samāyena 比丘たちは、いまだ教誡を受けていないのに具足戒を受けたという願う者たちに、障法を問うた。具足戒を受けたいと願う者たちは、当惑し混乱して答えることができなかった。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、はじめに教誡してから障法を問うことを許します」と。<sup>(12)</sup>そこで、僧中で教誡したところ、具足戒を受けたいと願う者は、当惑し混乱して答えることができなかった。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、片隅で教誡してから僧中で障法を問うことを許します。比丘たちよ、このように教誡しなさい。——先ず和尚を決めなさい。和尚を決めさせてから、鉢衣を見せて言いなさい。これは汝の鉢衣です。これは重衣です。これは上衣です。これは内衣です。行きなさい。許されたもので生活しなさい」と。<sup>(13)</sup>愚痴無能な者たちが教誡した。教誡を受けた具足戒を受けたいと願う者たちは、当惑し混乱して答えることができなかった。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、愚痴無能な者は教誡してはならない。教誡する者は、悪作の罪となる。比丘たちよ、聰明有能な比丘が教誡することを許します」と。<sup>(14)</sup>選ばれない者が教誡した。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、選ばれない者は教誡してはならない。教誡する者は、悪作の罪となる。比丘たちよ、選ばれた者が教誡することを許します。比丘たちよ、このように選びなさい。——自分で自分を選ぶか、他人が他

人を選ぶかするのです。どうやって自分で自分を選ばよいか。聰明有能な比丘がサンガに知らせなさい。『サンガは私の話を聞きたまえ。』

某は尊者某から具足戒を受けたいと願う。サンガに異論がなければ、私が某に教誡する」と。このようにして自分で自分を選ぶのである。<sup>(15)</sup>どうやって他人が他人を選ばよいか。聰明有能な比丘がサンガに知らせなさい。『サンガは私の話を聞きたまえ。某は尊者某から具足戒を受けたいと願う。サンガに異論がなければ、某は某に教誡する」と。このようにして他人が他人を選ぶのである。選ばれた比丘は、具足戒を受けたいと願う者のところへ行つて、彼にこう言いなさい。『某よ、聞きたまえ。今が、汝の真実を語る時、真相を語る時です。汝の来歴を僧中で問う時、あるものはあると言いなさい、ないものはないと言いなさい。当惑してはならない。混乱してはならない。私は汝に次のように問います。』汝は、このような病気に罹っていませんか……和尚は何という名前ですか」と。<sup>(16)</sup>『教誡者と受者とが』一緒にやって来た。「一緒にやって来てはならない。教誡者が先に来て、サンガに知らせなさい。『サンガは私の話を聞きたまえ。某は尊者某から具足戒を受けたいと願う。彼には既に私が教誡をした。サンガに異論がなければ、某を入団させたい』と。『入団しなさい』と言いなさい。上衣を偏袒にし、比丘たちの足を礼拝し蹲踞し合掌して具足戒を請いなさい。『私はサンガに具足戒を請います。サンガは憐みをもって私を救いたまえ。二度び……三度び……私はサンガに具足戒を請います。サンガは憐みをもって私を救いたまえ』と。聰明有能な比丘

がサンガに知らせなさい。『サンガは私の話を聞きたまえ。この某は尊者某から具足戒を受けたいと願う。サンガに異論がなければ、私は某に障法を問おう。某よ、聞きまたえ。今が、汝の真実を語る時、真相を語る時です。私は汝の来歴を問いますから、あるものはあると言ひ、ないものはないと言ひなさい。汝は、このような病気に罹っていませんか……和尚は何という名前ですか』と。聡明有能な比丘がサンガに知らせなさい。『サンガは私の話を聞きたまえ。この某は尊者某から具足戒を受けたいと願う。障法については清浄であり、自分の鉢衣をちゃんと持っています。某は某を和尚としてサンガに具足戒を請います。サンガに異論がなければ、サンガは、某を和尚として某に具足戒を授けよう。これは表白です。サンガは私の話を聞きたまえ。この某は尊者某から具足戒を受けたいと願う。障法については清浄であり、自分の鉢衣をちゃんと持っています。某は某を和尚としてサンガに具足戒を請います。サンガは、某を和尚として某に具足戒を授けます。某を和尚として某に具足戒を授けることを認める尊者は、沈黙しなさい。認めない者は発言しなさい。二度び、私はこのことを言います。サンガは私の話を聞きたまえ……(二度び) 認めない者は発言しなさい。サンガは、某を和尚として某に具足戒を授けおわた。サンガは認めるからこそ沈黙している。このように私は了解します』と。——具足戒羯磨 終わり

(二) つづいて日影を測り、時節を教え、日分を教え、法式を教え、四依を教めなさい。(すなわち) 出家は乞食に依る。汝はこれを命ある限り努め

励みなさい。余得は、僧伽食・別請食・請食・行籌食・十五日食・布薩食・月初食である。出家は糞掃衣に依る。汝はこれを命ある限り努め励みなさい。余得は、毘麻衣・木綿衣・絹衣・毛織衣・大麻衣・紵衣である。出家は樹下坐に依る。汝はこれを命ある限り努め励みなさい。余得は、精舎・片屋根家・殿堂・樓房・洞窟である。出家は陳棄薬に依る。汝はこれを命ある限り努め励みなさい。余得は、熟酥・生酥・胡麻油・蜂蜜・糖蜜である。——四依(の章) 終わり

### 〈第七八章〉

(一) ① *Teṇa kho pana samayena* 比丘たちは、一人の比丘に具足戒を授け終わると、彼一人を放置して引き揚げてしまった。彼は、後からたった一人で帰る途中、旧妻に出会った。彼女はこう言った。「あらまあ、出家しちゃったの?」と。「そうだよ。出家したんだ」と。「出家者はなかなかセックスできないんですよ。さあ、セックスしましょうよ」と。彼は彼女とセックスをして、遅れて帰った。比丘たちはこう言った。「友よ、汝はどうしてこんなに遅れたのですか」と。

(二) ② *atta kho* その比丘は、比丘たちにその旨を申し述べた。比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、具足戒を授けてから、道の友を与え、四つの非事(なしてはならないこと)を教えることを許します。(すなわち) 具足戒を受けた比丘は、性行為を行ってはならない。

たとえ畜生が相手であっても。比丘たる者が性行為を行えば、沙門ではなく釈子でもない。あたかも人が斬首されると胴体だけでは生きられないように、比丘が性行為を行うならば、もはや沙門ではなく釈子でもない。汝は命ある限りこれを行ってはならない。具足戒を受けた比丘は、不与取偷盜（与えられないものを盗むこと）と言われることを行つてはならない。たとえ草の葉一枚であっても。比丘たる者が、一パーダ或いは一パーダ相当物或いは一パーダ以上の与えられないものを盗めば、沙門ではなく釈子でもない。あたかも枝から落ちた枯葉が再び緑色になりにえないように、比丘が一パーダ或いは一パーダ相当物或いは一パーダ以上97上の与えられないものを盗めば、もはや沙門ではなく釈子でもない。汝は命ある限りこれを行ってはならない。具足戒を受けた比丘は、故意に生きものの命を奪つてはならない。たとえ蟻の子一匹といえども。比丘たる者が、故意に人命を奪えば、たとえ墮胎であっても、沙門ではなく釈子でもない。あたかも二つに割れた大石が再び一つになることがないように、比丘が故意に人命を奪うならば、もはや沙門ではなく釈子でもない。汝は命ある限りこれを行ってはならない。具足戒を受けた比丘は、上人法を語ってはならない。たとえ「私は空屋（孤独）を楽しんでいる」と言うのであつても、比丘たる者が、悪欲をもち欲にかられ不実不真の上人法を語り、禪定・解脱・三昧・正受・道果を語れば、沙門ではなく釈子でもない。あたかも細断されたターラ樹は再び成長できないように、比丘が悪欲をもち欲にかられ不実不真の上人法を語るならば、もはや沙

門ではなく釈子でもない。汝は命ある限りこれを行ってはならない」と。

——四つの非事の章 終わり

## 〈第七章〉

① <sup>(1)</sup> tēna kho pana samāyena 一人の比丘が、罪を認めなかったため告発され（僧権を停止され）て還俗した。彼が再び戻つて来て、比丘たちに具足戒を請うた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、ここに比丘が、罪を認めなかったため告発されて還俗し、彼が再び戻つて来て比丘たちに具足戒を請う。彼にはこう言いなさい。『汝はその罪を認めますか』と。『私は（罪を）認めます』と云えば、出家させなさい。『私は認めません』と言うのなら、出家させてはならない。出家させてから、汝はその罪を認めますか』と云いなさい。『私は認めます』と云えば、具足戒を授けなさい。『私は認めません』と言うのなら、具足戒を授けてはならない。具足戒を授けてから、『汝はその罪を認めますか』と云いなさい。『私は認めます』と云えば、『比丘として』復権させなさい。『私は認めません』と言うのなら、復権させてはならない。復権させてから、『汝はその罪を認めますか』と云いなさい。彼が認めるのであれば、それは善いことだ。認めない場合には〔比丘たちが〕一致できれば再び告発し〔僧権を停止させ〕なさい。〔比丘たちが〕一致できないのであれば、〔彼との〕共食も共住も罪とはならない。比丘たちよ、ここに比

丘が、罪を懺悔しなかったため告発されて還俗し、彼が再び戻って来て比丘たちに具足戒を請う。彼にはこう言いなさい。『汝はその罪を懺悔しますか』と。『私は懺悔します』と言え、出家させなさい。『私は懺悔しません』と。『汝は懺悔しません』と言え、出家させなさい。『私は懺悔しません』と言え、出家させなさい。『私は懺悔しません』と言え、出家させなさい。『私は懺悔しません』と言え、出家させなさい。『私は懺悔しません』と言え、出家させなさい。』

せてはならない。復権させてから、『汝はその悪見を捨てなさい』と言いなさい。彼が捨てるのであれば、それは善いことだ。捨てない時には一致できれば再び告発しなさい。一致できないのであれば、共食も共住も罪とはならない』と。

第一大健度〔終わり〕

註

- (1) *dayajja* 承け継ぐべきもの。
- (2) *mahante*—*mahanie* *moigalle samane*re. PTs's Pali-English Dictionary に従う。
- (3) *bhikkhusabbhagata*. 戒行を同じくする比丘であること。仏教比丘としての共通性。
- (4) 衆僧に聞こえるように、明らかに知らせること。
- (5) *sabbhavo*. 算え年二〇歳のこと。
- (6) 四依を教えることは、既に第三〇章で誦出されている。
- (7) 別請食 (*uddesabhatta*) — 在家者が、衆僧の中から特定の修行僧を名指して招き、食事を提供すること。
- (8) 請食 (*nimanahatta*) — 修行僧を招待して食事を供養すること。行縛食 (*sakabhatta*) — サンガの全員ではなく、縛引きによって受け取る人を決めて、食事を供養すること。

告発する側に問題があるか、告発自体が不当である場合を示す。